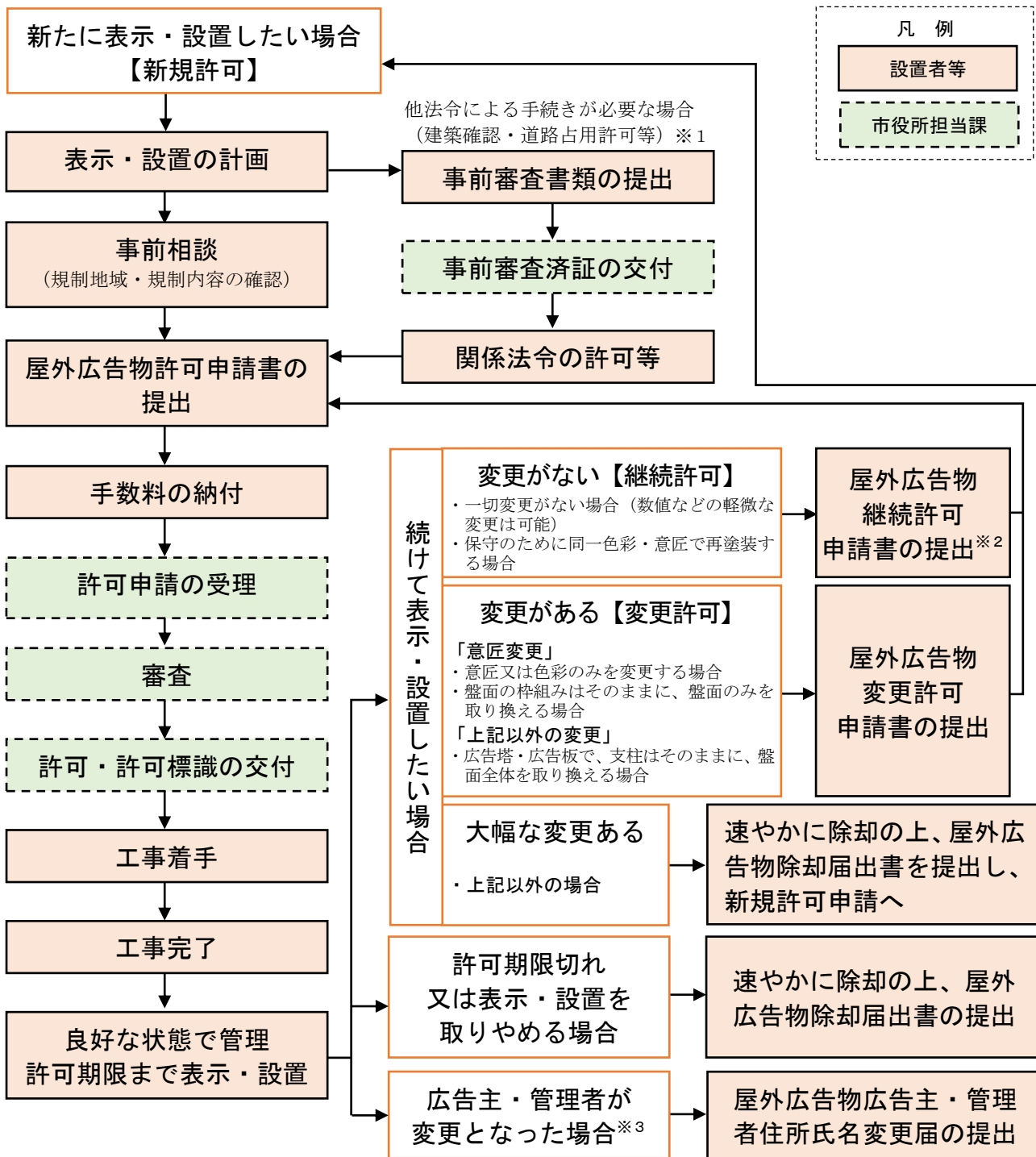


屋外広告物等の許可申請について(手続き)

許可申請の手続き

許可申請の手続きの流れは次の通りです。

申請にあたっては、事前に市役所担当課に相談してください。



※1：高さ 4m をこえる広告物を掲出する場合は「工作物の確認」(建築基準法)、道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合は「道路占用の許可」(道路法)が必要になります。その他、許認可の手続きが必要な場合がありますので、事前にご確認ください。

※2：屋外広告物の種類に応じて許可期間が規定されています。期限後も引き続き広告物を表示する場合は、期間満了の 30 日前までに継続許可申請書を提出してください。

※3：広告主・管理者住所氏名変更届を提出してください。手続きを怠ると、許可期限満了時に送付する「継続のお知らせ」が届かない場合があります。

屋外広告物等の許可申請について(必要書類)

許可申請に必要な書類

許可申請にあたっては、次の表の行為の区分に応じて、必要な書類を提出してください。
提出部数は2部（正・副）です。

	必要な書類	行為の区分				備考						
		新規	継続	変更								
				意匠	その他							
1	屋外広告物許可申請書	○				書類に必要事項記入。						
2	屋外広告物継続許可申請書		○			書類に必要事項記入。						
3	屋外広告物変更許可申請書			○	○	書類に必要事項記入。						
4	委任状	△	△	△	△	許可を受ける者が、第三者に申請を委任する場合に必要。						
5	形状寸法、手数料内訳書	△	△	△	△	複数の広告物があり、申請書に記入できない場合に必要。						
6	点検に関する書類	△	○	△	△	既設利用の新規許可申請時、継続許可申請を兼ねた変更許可申請時にも必要。						
7	付近見取図	○	○	○	○	S=1:2,500程度の図面に申請場所を記入						
8	仕様書及び設計図 ※はり札、はり紙の場合を除く	配置図	○	○	○	○	配置図に屋外広告物の設置場所を記入。 その他寸法等必要事項記入。					
		平面図	△			△	建築物を利用して設置するもので、建築物の形状が判断基準になる場合に必要。					
		立面図	○			○	屋外広告物の設置場所を記入。 建築物の建築基準法上の最高高さの表示。 その他寸法等必要事項記入。					
		構造図	○			○	屋外広告物の構造を示す図面（基礎構造図、取付断面図等）。 照明に関する図面。					
9	色彩及び意匠を表す図面	○		○	○	屋外広告物の色彩図（着色立面図）。 使用色のマンセル値を記入。						
10	道路占用許可書の写し	△	△	△	△	屋外広告物が道路（公道）の上空を占有する場合に必要。						
11	建築基準法上の確認済証（建築物）及び申請書（副）の第1面から第5面の写し	△			△	建築物の高さを確認する必要がある場合に必要。						
12	建築基準法上の確認済証（工作物）及び申請書（副）の第1面から第2面の写し	△			△	高さが4mを超え、工作物の確認申請が必要な場合に必要。 <確認済証の提出の有無と許可期間> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>確認済証の提出</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>許可期間</td> <td>3年</td> <td>2年</td> </tr> </table>	確認済証の提出	あり	なし	許可期間	3年	2年
確認済証の提出	あり	なし										
許可期間	3年	2年										
13	屋外広告物又はその掲出物件の設置場所がわかる写真	○				申請日前30日以内に撮影したカラー写真。						
14	屋外広告物又はその掲出物件及び周辺の状況が分かる写真		△	△	△	申請日前30日以内に撮影したカラー写真。点検に関する書類と重複する場合は不要。						

※1：△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

※2：その他市長が認める書類の提出を求めることがあります。

【相談窓口・提出先】

〒631-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 都市計画課 景観係

TEL：0742-34-5209(直通) FAX：0742-34-4885 e-mail：toshikeikaku@city.nara.lg.jp